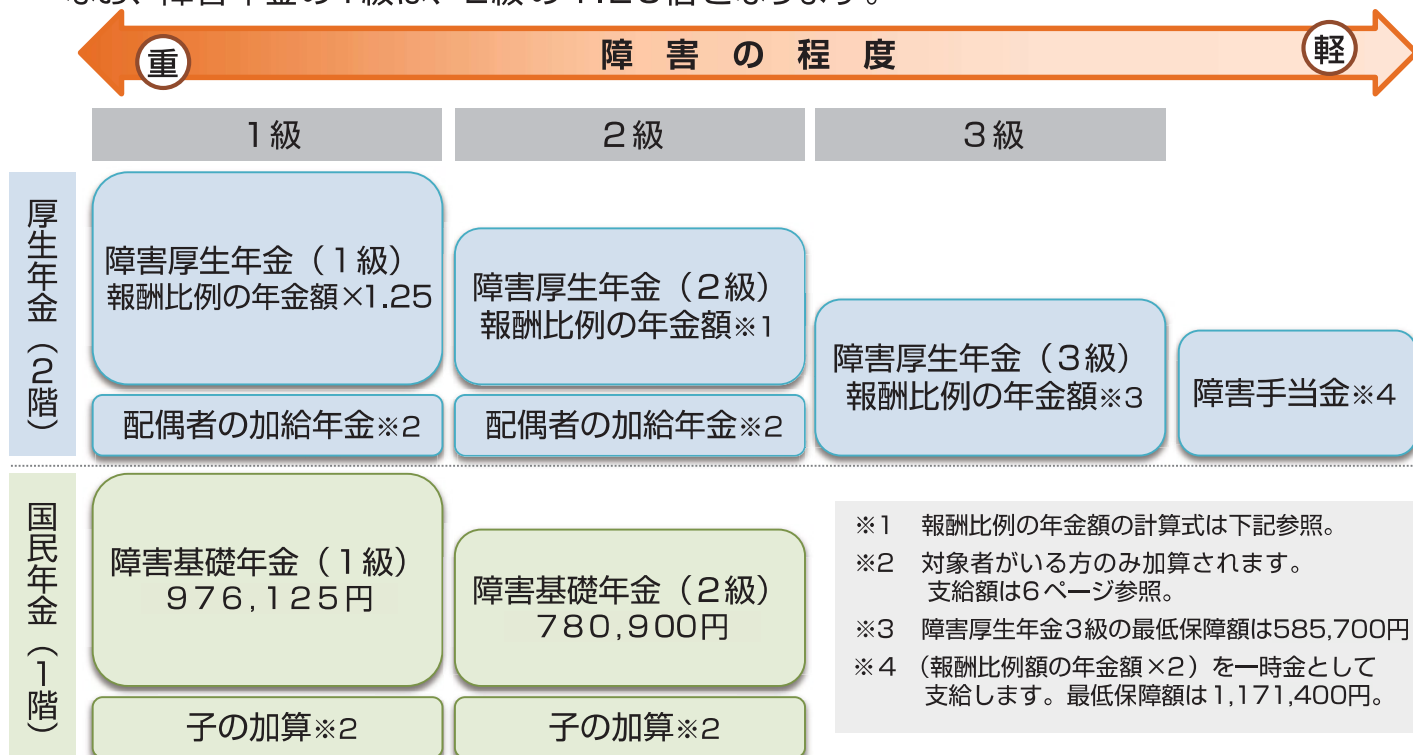


# 障害年金・障害手当金の額

## 障害基礎年金・障害厚生年金の等級と年金額

障害の状態により、障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。  
 なお、障害年金の1級は、2級の1.25倍となります。



図は、イメージのため実際の支給額と異なる場合があります。

## 障害年金額 (報酬比例)・障害手当金額の計算式

報酬比例の年金額 = A + B

A : 平成15年3月以前の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬月額} \times 1 \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数} \times 3$$

B : 平成15年4月以降の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬額} \times 2 \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数} \times 3$$

- ※1 平均標準報酬月額・・・平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。
- ※2 平均標準報酬額・・・平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。
- ※3 加入期間の月数・・・加入期間の合計が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。また、障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。

## 加給年金額と子の加算額

1級・2級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている下記の対象者がいる場合に受け取ることができます。

	名称	金額	加算される年金	年齢制限
配偶者	加給年金額	224,700円	障害厚生年金	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
子2人まで	加算額	1人につき 224,700円	障害基礎年金	・18歳になった後の最初の3月31日までの子 ・20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子
子3人目から		1人につき 74,900円		

\* 配偶者が、老齢厚生年金、退職共済年金（加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮特例に限る）または障害年金を受けられる間は、「配偶者加給年金額」は停止となります。

\* 児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定された場合は、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止又は一部支給停止される可能性があります。詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。

## 障害年金に該当する状態

障害年金が支給される障害の状態に応じて、法令により、障害の程度が定められています。

### 障害の程度1級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。

### 障害の程度2級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

### 障害の程度3級

労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当します。

(参考)

## 障害等級表

\* 身体障害者手帳の等級とは異なります。

	障害の状態
障害の程度 1 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの</li> <li>2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</li> <li>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. 両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>7. 両下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</li> <li>9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol>
障害の程度 2 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</li> <li>2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</li> <li>3. 平衡機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. そしゃくの機能を欠くもの</li> <li>5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</li> <li>6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</li> <li>7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>9. 一上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>11. 両下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>13. 一下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</li> <li>15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li> <li>16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol>

(備考)

視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。  
国民年金法施行令別表より

	障害の状態
障害の程度 3 級 (厚生年金保険のみ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力が0.1以下に減じたもの</li> <li>2. 両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</li> <li>3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの</li> <li>4. 脊柱(せきちゅう)の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>5. 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの</li> <li>6. 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの</li> <li>7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの</li> <li>8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの</li> <li>9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したものの</li> <li>10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>11. 両下肢の十趾(し)の用を廃したもの</li> <li>12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</li> <li>13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</li> <li>14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの</li> </ol>

厚生年金保険法施行令別表第1より

障害手当金 (厚生年金保険のみ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力が0.6以下に減じたもの</li> <li>2. 一眼の視力が0.1以下に減じたもの</li> <li>3. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>4. 両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの</li> <li>5. 両眼の調節機能及び輻輳(ふくそう)機能に著しい障害を残すもの</li> <li>6. 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの</li> <li>7. そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>8. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>9. 脊柱の機能に障害を残すもの</li> <li>10. 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの</li> <li>11. 一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの</li> <li>12. 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの</li> <li>13. 長管状骨に著しい転位変形を残すもの</li> <li>14. 一上肢の二指以上を失ったもの</li> <li>15. 一上肢のひとさし指を失ったもの</li> <li>16. 一上肢の三指以上の用を廃したもの</li> <li>17. ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したものの</li> <li>18. 一上肢のおや指の用を廃したもの</li> <li>19. 一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの</li> <li>20. 一下肢の五趾の用を廃したもの</li> <li>21. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</li> <li>22. 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</li> </ol>
------------------	---

厚生年金保険法施行令別表第2より